

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書**【提出先】** 関東財務局長 殿**【提出日】** 平成25年12月20日提出**【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 白川 真**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号**【事務連絡者氏名】** 山部 努

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり
(毎月分配型)
ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし
(毎月分配型)(総称を「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド」としま
す。)**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間(平成25年12月21日から平成26年12月22日ま
で)
各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限
とします。**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ/ＮＢ・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）

ダイワ/ＮＢ・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。

（注3）上記の総称を「ダイワ/ＮＢ・米国債券戦略ファンド」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成25年12月21日から平成26年12月22日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

次のイ・およびロ・に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込み（スイッチング（乗換え））にかかるものを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

イ．ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含まず。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受け付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米ドル建ての複数種別の債券等に投資するとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「債券 一般」...公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「北米」...目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」...目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)〉

〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般 大型株 中小型株		日本		
債券	年2回	北米		
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)		年6回 (隔月)		
資産複合 ()	日々	中南米		
資産配分固定型 資産配分変更型		年12回 (毎月)		
	その他 ()	アフリカ		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンを最大化をめざします。

2 米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入の確保をめざします。

◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。

国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン 等

3 景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

● 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジなし

● 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

5 毎月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行いません。



市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンの最大化をめざします。

◆当ファンドにおけるトータルリターンとは、
利子収入+値上がり益をいいます。



米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入の確保をめざします。

◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。

国債・
政府機関債

投資適格社債

ハイ・イールド
社債

資産担保証券

バンクローン

等

ハイ・イールド社債… 格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債をいいます。一般に、投資適格社債と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。

資産担保証券… 不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券をいいます。期限前償還リスク等があるため、一般に、格付けや期間が同程度の債券と比較して利回りが高いという特徴があります。

バンクローン… 金融機関が投資適格未満の事業会社等に対して行なう貸付債権をいいます。一般に、変動金利であり、短期市場金利に一定の金利が上乗せされた利子収入を受け取ることができます。



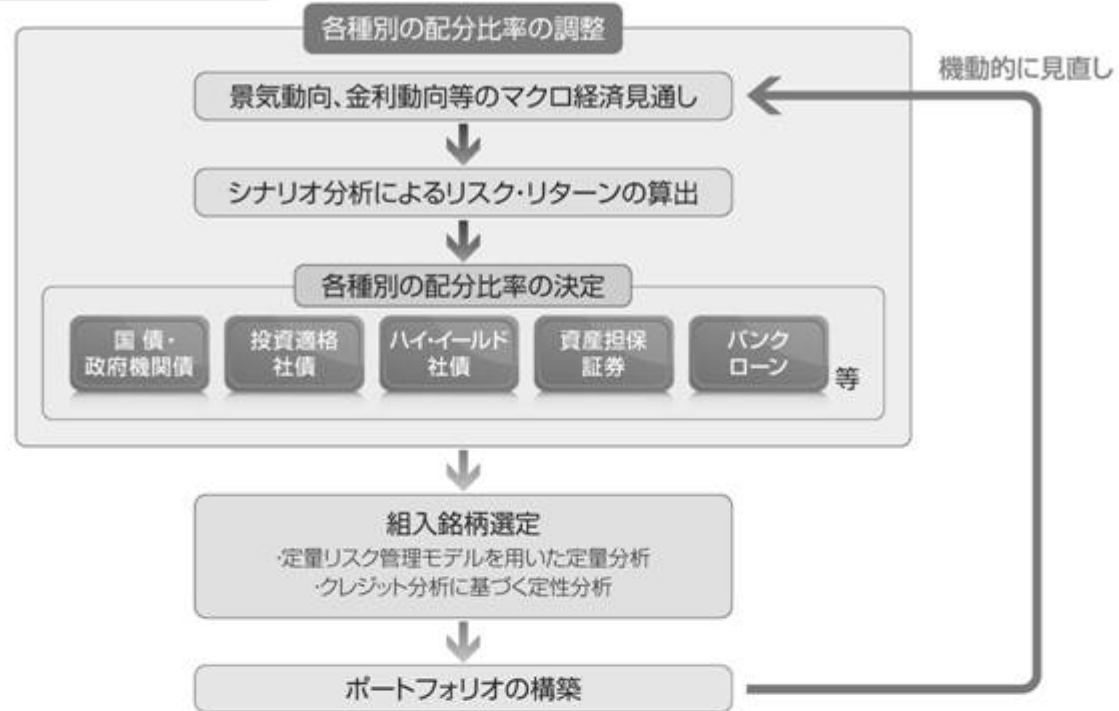
景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

◆債券等の運用は、ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLCが行ないます。

[ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLCについて]

- ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLCは、1939年に米国で設立された独立系運用会社、ニューバーガー・バーマン・グループの一員です。
- 定量分析と定性分析を融合した独自のリサーチ体制に基づく運用を特徴とし、市場環境に応じた機動的な資産配分および銘柄選定双方において実績を有する運用会社です。
- ニューバーガー・バーマン・グループは、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を、主に世界の機関投資家、富裕層向けに提供しています。

運用プロセス

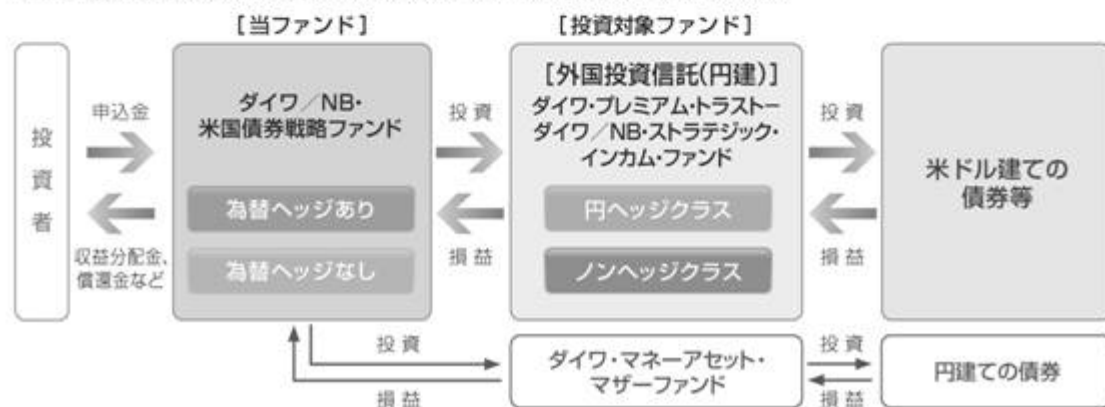


※上記は運用プロセスのイメージであり、市場環境等を勘案しファンドが組入れる債券等の種別は機動的に変更されます。したがって、上記の債券等を組入れない場合や、上記以外の債券等を組入れる場合があります。

- 債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建ての債券等に投資します。



※ 投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。



「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

❖ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行わないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。

為替ヘッジなし

❖ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

スイッチング(乗換え)について

- [為替ヘッジあり]と[為替ヘッジなし]との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～4.の運用が行なわれないことがあります。



毎月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

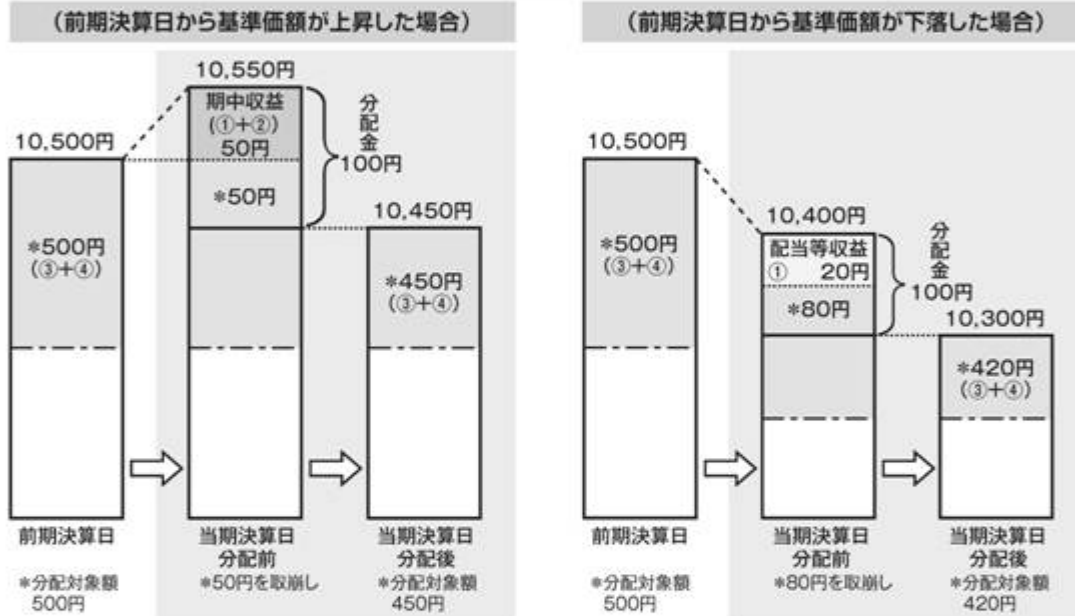
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



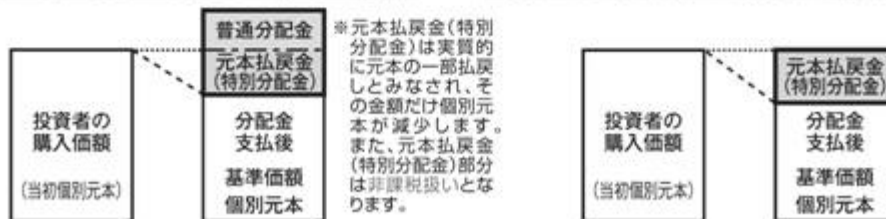
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

1. ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）
2. ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジクラス）

形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
-----------	-------------------

運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等）
運用方針	<p>1．主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整することにより、市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンの最大化を追求します。</p> <p>2．債券等への投資にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、米ドル建ての国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等の複数種別の債券等に分散投資を行なうことにより、安定的な利子収入の確保をめざします。 ・景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整することにより、値上がり益の獲得をめざします。 ・各種別の配分比率は、景気動向や金利動向等のマクロ経済見通しに基づく独自のシナリオ分析により算出される各種別のリスク・リターン等により決定します。 ・債券等の発行体の分析にあたっては、定量リスク管理モデルやクレジット分析等を含む独自の定量・定性分析を活用し、組入銘柄を選定します。 ・債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 <p>3．（円ヘッジクラス） 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。</p> <p>（ノンヘッジクラス） 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>4．大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	2012年9月28日
信託期間	無期限
決算日	2月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。

管理報酬等	<p>（円ヘッジクラス） 純資産総額に対して年率0.53%～0.63%程度（純資産総額の水準により変動します。） ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド^(注)」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。</p> <p>（ノンヘッジクラス） 純資産総額に対して年率0.52%～0.62%程度（純資産総額の水準により変動します。） ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド^(注)」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。</p> <p>また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。</p>
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	<p>（円ヘッジクラス） ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC 大和証券投資信託委託株式会社</p> <p>（ノンヘッジクラス） ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC</p>

（注）「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）」、「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジクラス）」、「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（通貨セレクトクラス）」、「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）」および「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）」を総称して、「ダイワ・プレミアム・トラスト-ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド」と表記しています。

3. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	<p>円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	平成24年3月22日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年9月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

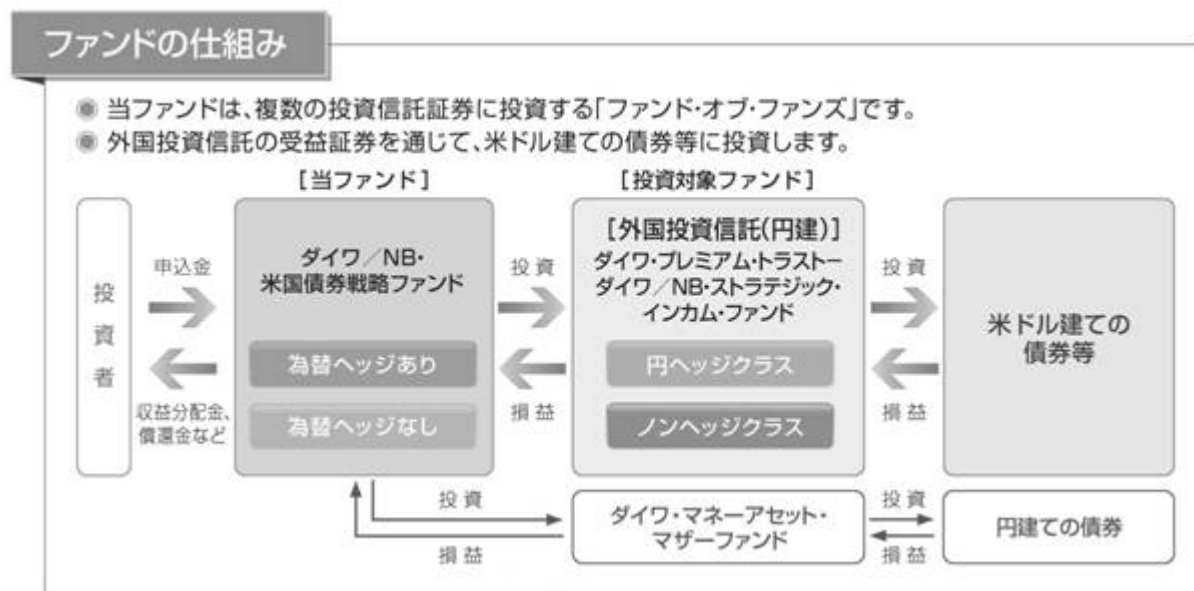
(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者 収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2	損益 信託金（ 3）
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 資産管理サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
		損益 投資
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（平成25年10月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日 設立登記
 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 昭和35年 4月 1日 営業開始
 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 為替ヘッジあり >

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)」(以下「ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)」)の受益証券(円建)

2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」(以下「ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」)の受益証券(円建)

2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）
選定の方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジクラス）
選定の方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<為替ヘッジあり>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ / NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<為替ヘッジなし>

（<為替ヘッジあり>と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（<為替ヘッジあり>と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等）

委託会社等の名称	投資顧問会社： ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC 大和証券投資信託委託株式会社
----------	---

2. 為替ヘッジなし

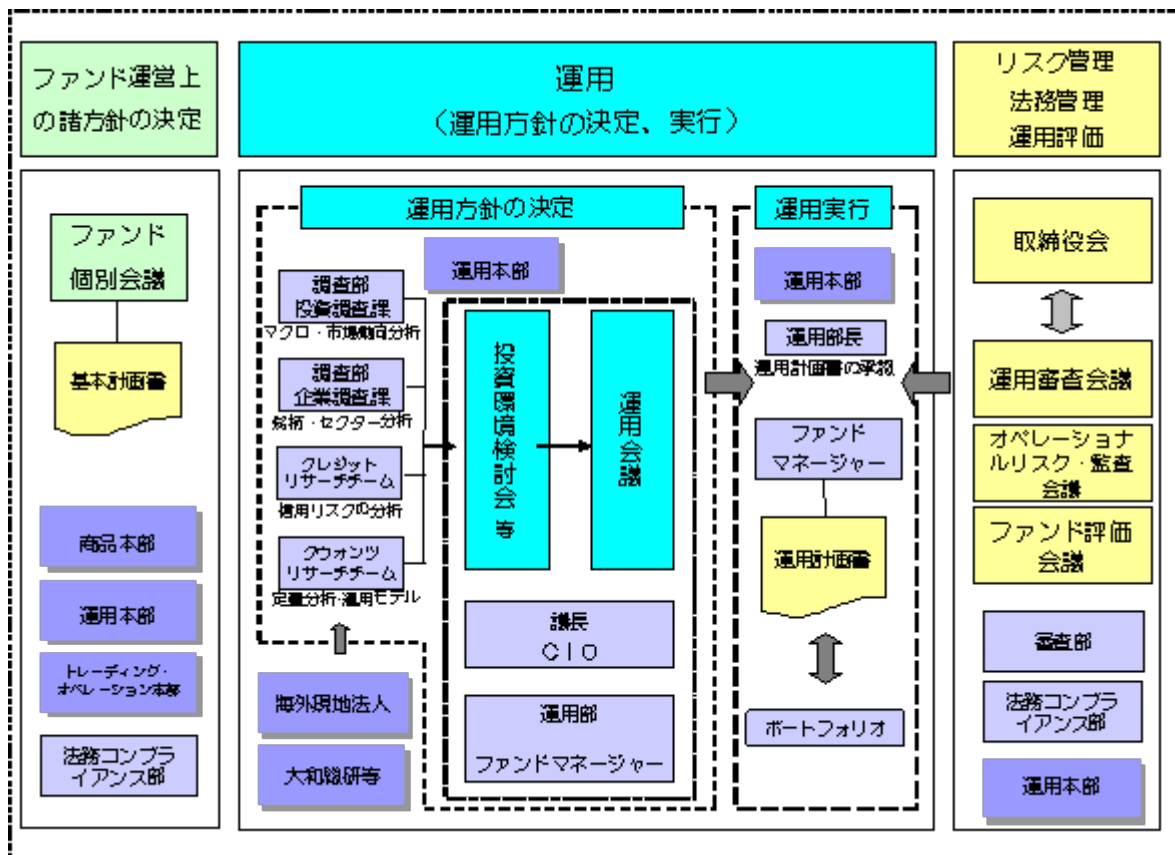
投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジクラス）
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種類の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等）
委託会社等の名称	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成25年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> 投資対象ファンドについて

1．ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）

2．ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジクラス）

「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3．ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償還条項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

資産担保証券の価格変動

資産担保証券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によります。

資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加することにより、資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格は影響を受けます。期限前償還は金利要因のほかに、様々な要因によっても変化します。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によります。

バンクローンの価格変動

バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況によって変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、バンクローンの価格は下落します。また、バンクローンは、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行わないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。さらに、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

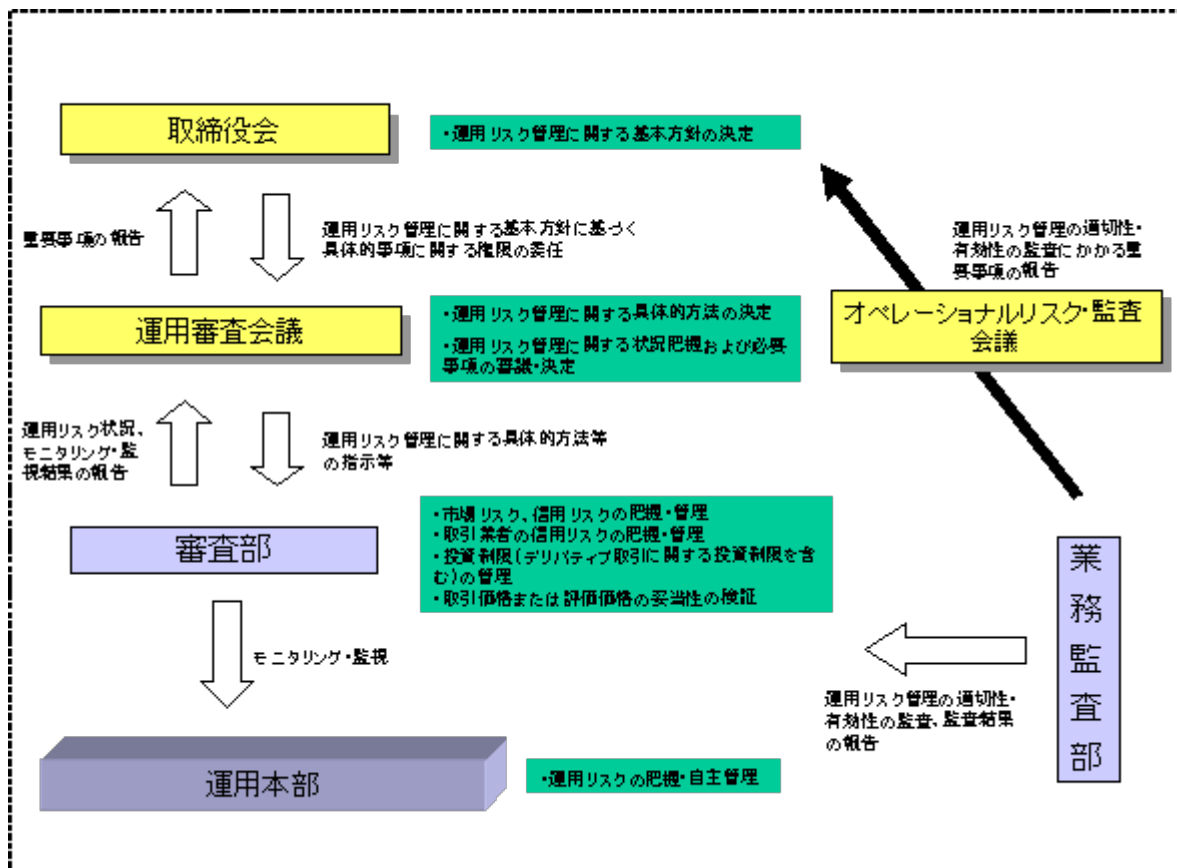
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差しかせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1865%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.2204%となります。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

（ ）の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	年率0.35% （税抜）	年率0.75% （税抜）	年率0.03% （税抜）
300億円超1,000億円以下の部分	年率0.30% （税抜）	年率0.80% （税抜）	
1,000億円超の部分	年率0.25% （税抜）	年率0.85% （税抜）	

* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- （ ）「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）」、「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）」、「通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 日本円コース（毎月分配型）」および「通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 通貨セレクトコース（毎月分配型）」

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替ヘッジあり」については年率1.8165%（税込）程度、「為替ヘッジなし」については年率1.8065%（税込）程度です。（ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。）

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、[為替ヘッジあり]年率1.8504%、[為替ヘッジなし]年率1.8404%となります。

- （注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 上記は、平成25年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）

(1) 【投資状況】（平成25年10月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	5,504,561,296	98.66
内 ケイマン諸島	5,504,561,296	98.66
親投資信託受益証券	30,026,989	0.54
内 日本	30,026,989	0.54
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	44,801,727	0.80
純資産総額	5,579,390,012	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年10月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NB STRATEGIC INCOME FUND JPY HEDGED CLASS	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	57,376,833.71	95.94 5,504,964,080	95.93 5,504,561,296	98.66
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	29,988,005	1.0013 30,026,989	1.0013 30,026,989	0.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.66%
親投資信託受益証券	0.54%
合計	99.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成24年10月末日	6,939,289,446	-	0.9990	-
11月末日	7,154,617,606	-	0.9965	-
12月末日	7,423,314,087	-	1.0031	-
平成25年1月末日	7,331,149,122	-	1.0016	-
2月末日	7,038,614,729	-	1.0001	-
第1特定期間末 (平成25年3月27日)	6,796,564,443	6,803,354,739	1.0009	1.0019
3月末日	6,866,138,841	-	1.0017	-
4月末日	6,911,837,867	-	1.0152	-
5月末日	6,652,928,486	-	0.9986	-
6月末日	6,125,550,141	-	0.9634	-
7月末日	6,111,068,753	-	0.9676	-
8月末日	5,989,972,620	-	0.9568	-
第2特定期間末 (平成25年9月27日)	5,895,631,994	5,901,742,002	0.9649	0.9659
9月末日	5,868,250,811	-	0.9650	-
10月末日	5,579,390,012	-	0.9760	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0050
第2特定期間	0.0060

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	0.6
第2特定期間	3.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,949,701,229	991,116,932
第2特定期間	392,211,479	1,072,499,266

(注) 当初設定数量は5,831,712,259口です。

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年10月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	129,984,909	78.48
内 日本	129,984,909	78.48

コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	35,633,509	21.52
純資産総額	165,618,418	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産(平成25年10月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	393 国庫短期証券	日本	国債証券	50,000,000	99.99 49,995,146	99.99 49,995,146	- 2013/12/09	30.19
2	405 国庫短期証券	日本	国債証券	30,000,000	99.98 29,994,930	99.98 29,994,930	- 2014/01/27	18.11
3	399 国庫短期証券	日本	国債証券	20,000,000	99.99 19,998,713	99.99 19,998,713	- 2014/01/09	12.08
4	403 国庫短期証券	日本	国債証券	20,000,000	99.98 19,997,244	99.98 19,997,244	- 2014/01/20	12.07
5	400 国庫短期証券	日本	国債証券	10,000,000	99.98 9,998,876	99.98 9,998,876	- 2014/01/14	6.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	78.48%
合計	78.48%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)

(1) 投資状況(平成25年10月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	811,467,158	99.27
内 ケイマン諸島	811,467,158	99.27

親投資信託受益証券	2,001,799	0.24
内 日本	2,001,799	0.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,957,117	0.48
純資産総額	817,426,074	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (平成25年10月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NB STRATEGIC INCOME FUND NON HEDGED CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	6,688,761.42	120.32 804,852,232	121.31 811,467,158	99.27
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	1,999,201	1.0013 2,001,799	1.0013 2,001,799	0.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.27%
親投資信託受益証券	0.24%
合計	99.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成24年10月末日	448,444,246	-	1.0197	-
11月末日	492,484,914	-	1.0491	-
12月末日	441,992,471	-	1.1023	-
平成25年1月末日	525,610,264	-	1.1624	-
2月末日	773,613,831	-	1.1693	-
第1特定期間末 (平成25年3月27日)	986,328,338	987,969,755	1.2018	1.2038

3月末日	1,002,407,402	-	1.2002	-
4月末日	1,318,203,952	-	1.2614	-
5月末日	1,047,946,992	-	1.2817	-
6月末日	849,898,216	-	1.2073	-
7月末日	855,593,354	-	1.2063	-
8月末日	863,841,318	-	1.1971	-
第2特定期間末 (平成25年9月27日)	868,035,561	869,466,464	1.2133	1.2153
9月末日	847,269,909	-	1.2047	-
10月末日	817,426,074	-	1.2171	-

分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0100
第2特定期間	0.0120

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	21.2
第2特定期間	2.0

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	693,143,738	265,463,027
第2特定期間	589,428,447	694,685,695

(注) 当初設定数量は393,028,055口です。

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」の記載と同じ。

[次へ](#)

(参考情報)

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)

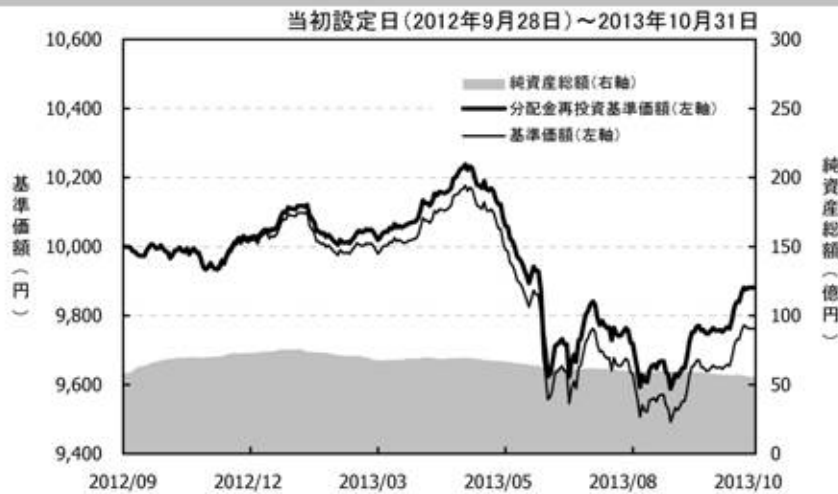
2013年10月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,760円
純資産総額	55億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.2%
3カ月間	1.2%
6カ月間	-3.3%
1年間	-1.1%
3年間	-
5年間	-
設定来	-1.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 120円

決算期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
	12年11月	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

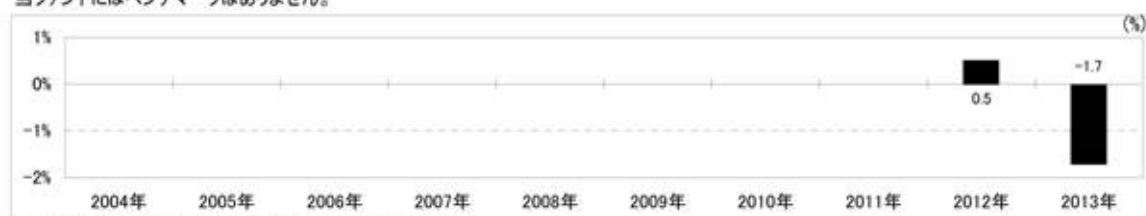
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC/大和証券投資信託委託	ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)	98.7%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.5%
合計		99.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2012年は設定日(9月28日)から年末、2013年は10月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)

2013年10月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,171円
純資産総額	8.1億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.2%
3カ月間	1.4%
6カ月間	-2.6%
1年間	21.8%
3年間	-
5年間	-
設定来	24.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円 設定来分配金合計額: 240円

決算期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
	12年11月	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

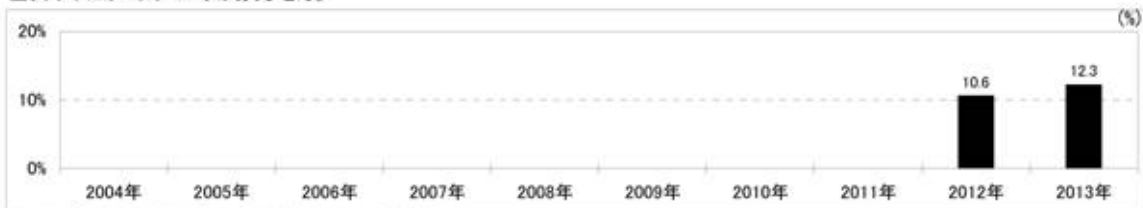
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC	ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)	99.3%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.2%
合計		99.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2012年は設定日(9月28日)から年末、2013年は10月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

イ．ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受け付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。

一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成24年9月28日から平成34年9月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月28日から翌月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前の3.または前の2.に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1計算期間の末日を除く決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年3月28日から平成25年9月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）】

ダイワノNB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）
(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成25年3月27日現在	当 期 平成25年9月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,278,341	43,122,464
投資信託受益証券	6,724,715,677	5,806,089,008
親投資信託受益証券	30,014,994	30,023,990
未収入金	19,999,999	29,720,000
流動資産合計	6,836,009,011	5,908,955,462
資産合計	6,836,009,011	5,908,955,462
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,790,296	6,110,008
未払解約金	26,162,391	967,000
未払受託者報酬	165,104	159,110
未払委託者報酬	6,054,091	5,834,352
その他未払費用	272,686	252,998
流動負債合計	39,444,568	13,323,468
負債合計	39,444,568	13,323,468
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 6,790,296,556	¹ 6,110,008,769
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 6,267,887	² 214,376,775
（分配準備積立金）	56,939,010	146,140,610
元本等合計	6,796,564,443	5,895,631,994
純資産合計	6,796,564,443	5,895,631,994
負債純資産合計	6,836,009,011	5,908,955,462

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期		当 期	
	自 平成24年9月28日 至 平成25年3月27日		自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日	
営業収益				
受取配当金		117,811,955		133,585,713
受取利息		49,648		11,262
有価証券売買等損益		31,280,285		288,679,385
営業収益合計		86,581,318		155,082,410
営業費用				
受託者報酬		1,091,048		1,012,325
委託者報酬		40,006,731		37,120,452
その他費用		272,686		252,998
営業費用合計		41,370,465		38,385,775
営業利益又は営業損失（ ）		45,210,853		193,468,185
経常利益又は経常損失（ ）		45,210,853		193,468,185
当期純利益又は当期純損失（ ）		45,210,853		193,468,185
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		423,330		5,409,470
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		6,267,887
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		10,621,598
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		10,621,598
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,777,055		4,764,515
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,309,317		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,467,738		4,764,515
分配金		¹ 35,589,241		¹ 38,443,030
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		6,267,887		214,376,775

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成25年3月28日	至 平成25年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
1. 1 期首元本額	5,831,712,259円	6,790,296,556円
期中追加設定元本額	1,949,701,229円	392,211,479円
期中一部解約元本額	991,116,932円	1,072,499,266円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,790,296,556口	6,110,008,769口
3. 2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は214,376,775円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成24年9月28日 至 平成25年3月27日	自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日

1 分配金の計算過程	<p>（自平成24年9月28日 至平成24年10月29日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,602,021円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（237,560円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は4,839,581円（1万口当たり7.01円）であり、分配を行っておりません。</p>	<p>（自平成25年3月28日 至平成25年4月30日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,489,007円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（35,858,859円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,680,026円）及び分配準備積立金（55,366,043円）より分配対象額は115,393,935円（1万口当たり169.49円）であり、うち6,808,191円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
	<p>（自平成24年10月30日 至平成24年11月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（12,801,656円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（401,970円）及び分配準備積立金（4,597,282円）より分配対象額は17,800,908円（1万口当たり25.20円）であり、うち7,064,419円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成25年5月1日 至平成25年5月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,875,265円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,968,182円）及び分配準備積立金（101,265,045円）より分配対象額は120,108,492円（1万口当たり180.34円）であり、うち6,660,279円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
	<p>（自平成24年11月28日 至平成24年12月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,628,696円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,120,771円）及び分配準備積立金（10,248,466円）より分配対象額は30,997,933円（1万口当たり42.21円）であり、うち7,342,880円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成25年5月28日 至平成25年6月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,471,088円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,979,776円）及び分配準備積立金（103,300,139円）より分配対象額は122,751,003円（1万口当たり193.13円）であり、うち6,355,845円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>

<p>（自平成24年12月28日 至平成25年1月28日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,939,662円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（13,156,399円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,754,054円）及び分配準備積立金（21,870,102円）より分配対象額は54,720,217円（1万口当たり74.67円）であり、うち7,328,601円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成25年6月28日 至平成25年7月29日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,937,413円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,449,828円）及び分配準備積立金（110,375,998円）より分配対象額は136,763,239円（1万口当たり216.30円）であり、うち6,322,714円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成25年1月29日 至平成25年2月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,619,401円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,211,100円）及び分配準備積立金（43,569,547円）より分配対象額は60,400,048円（1万口当たり85.52円）であり、うち7,063,045円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成25年7月30日 至平成25年8月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,858,394円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,394,479円）及び分配準備積立金（122,225,465円）より分配対象額は145,478,338円（1万口当たり235.17円）であり、うち6,185,993円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成25年2月28日 至平成25年3月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,205,465円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,868,248円）及び分配準備積立金（48,523,841円）より分配対象額は66,597,554円（1万口当たり98.08円）であり、うち6,790,296円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成25年8月28日 至平成25年9月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（22,395,922円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,760,610円）及び分配準備積立金（129,854,696円）より分配対象額は160,011,228円（1万口当たり261.88円）であり、うち6,110,008円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成25年9月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	平成25年3月27日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成25年9月27日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	6,125,900	43,465,368
親投資信託受益証券	2,999	2,999
合計	6,122,901	43,468,367

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期	当 期
平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成25年3月27日現在	当 期 平成25年9月27日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0009円 (10,009円)	0.9649円 (9,649円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	NB ST INCOME JPY HEDGED	61,104,505.500	5,806,089,008	
投資信託受益証券 合計			5,806,089,008	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	29,988,005	30,023,990	
親投資信託受益証券 合計			30,023,990	
合計			5,836,112,998	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジクラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）」の状況

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジクラス）」は、ケイマン籍の外国投資信託受益証券（円建）であります。同ファンドは平成25年2月28日に計算期間が終了し、作成された財務諸表は独立監査人により米国の監査基準に準拠した監査を受けております。以下に記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・プレミアム・トラスト -
ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
財務諸表
2012年9月28日
(業務開始日)から
2013年2月28日までの期間

貸借対照表
2013年2月28日
(米ドル建て)

資産

投資、時価（費用 131,964,773ドル）	ドル	132,535,123
為替先物契約による評価益		376,490
未収:		
売却済み受益証券		197,269
利子		547,257
未収追加証拠金		583,120
その他資産		19,633
資産合計		134,258,892

負債

為替先物契約による評価損		165,755
保管会社への未払金		47,511
未払い:		
購入済みの投資		23,310,383
買戻し済みの受益証券		1,094,732
保管報酬		151,843
専門家報酬		48,000

投資運用会社報酬	46,894
会計および管理報酬	30,762
名義書換代理会社報酬	5,127
為替仲介会社報酬	4,895
為替投資アドバイザー報酬	2,476
負債合計	24,908,378

純資産	ドル	109,350,514
------------	-----------	--------------------

純資産		
通貨セレクトクラス	ドル	19,737,201
円ヘッジクラス		81,339,638
ノンヘッジクラス		8,273,675
	ドル	109,350,514

発行済み受益証券数	
通貨セレクトクラス	15,378,554
円ヘッジクラス	75,363,874
ノンヘッジクラス	6,466,444

1口当たりの純資産	
通貨セレクトクラス	ドル 1.283
円ヘッジクラス	ドル 1.079
ノンヘッジクラス	ドル 1.279

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

損益計算書

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

(米ドル建て)

投資収益	
利子収入(源泉税15,685ドル控除後)	ドル 952,557
配当収益(外国税240,152ドル控除後)	560,354
その他収益	859
投資収益合計	1,513,770

費用	
投資運用会社報酬	281,984
保管報酬	151,843
専門家報酬	48,000
会計および管理報酬	30,762
設立費	30,299
為替投資アドバイザー報酬	17,630

受託会社報酬	5,422
名義書換代理会社報酬	5,127
為替仲介会社報酬	4,895
登録料	2
費用合計	575,964
純投資収益	937,806
実現益および評価益(実現損および評価損):	
実現益(損):	
有価証券への投資	(115,012)
先物契約	74,452
為替取引および為替先物契約	(15,397,937)
純実現損	(15,438,497)
評価益(損)の純変動:	
有価証券への投資	570,350
先物契約	51,235
為替取引および為替先物契約	214,300
評価益の純変動	835,885
純実現損および純評価損	(14,602,612)
業務活動から生じた純資産の純減	ドル (13,664,806)

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

純資産変動計算書

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

(米ドル建て)

業務活動から生じた純資産の純増(純減):

純投資収益	ドル	937,806
純実現損		(15,438,497)
評価益の純変動		835,885
業務活動から生じた純資産の純減		(13,664,806)
受益者への分配		(2,229,957)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純増		125,245,277
純資産の純増		109,350,514

純資産

期首		-
----	--	---

期末

ドル 109,350,514

	通貨セレクトクラス	円ヘッジクラス	ノンヘッジクラス
当ファンドの受益証券取引			
口数			
発行	25,679,348	81,563,837	7,746,807
分配金の再投資	734,584	1,049,503	59,869
買戻し	(11,035,378)	(7,249,466)	(1,340,232)
受益証券数の純変動	15,378,554	75,363,874	6,466,444
金額			
発行	ドル 32,997,477	ドル 103,968,234	ドル 9,942,521
分配金の再投資	934,674	1,218,691	76,592
買戻し	(14,177,041)	(7,993,791)	(1,722,080)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増	ドル 19,755,110	ドル 97,193,134	ドル 8,297,033

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務ハイライト

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

(米ドル建て)

選別された1口当たりデータ:

	通貨セレクトクラス ²	円ヘッジクラス ²	ノンヘッジクラス ²
純資産価額、期首	ドル 1.285	ドル 1.285	ドル 1.285
純投資収益 ¹	0.009	0.009	0.010
投資による純実現益および評価益(実減損および評価損)	0.032	(0.199)	0.001
投資活動からの総収益(損失)	0.041	(0.190)	0.011
受益者への分配	(0.043)	(0.016)	(0.017)
純資産価額、期末	ドル 1.283	ドル 1.079	ドル 1.279

総利回り ³		3.26%		(14.88)%		0.87%
期末純資産	ドル	19,737,201	ドル	81,339,638	ドル	8,273,675
費用合計 ⁴		1.10%		0.99%		0.96%
純投資収益 ⁴		1.74%		1.94%		1.87%

¹ 当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

² 2012年9月28日から業務開始。

³ 1年未満の場合には年換算せず。

⁴ 専門家報酬、受託会社報酬、設立費および登録料を除き、1年未満の期間は年換算。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表

2013年2月28日

(米ドル建て)

元本金額 有価証券の明細

公正価値

債券(86.3%)

アルゼンチン(0.1%)

国債(0.1%)

	Argentine Republic Government International Bond			
USD	203,091	8.28% due 12/31/33	ドル	113,223
		国債計		113,223
		アルゼンチン計(費用156,758ドル)		113,223
		オーストラリア(0.8%)		
		国債(0.8%)		
	Australia Government Bond			
AUD	800,000	5.25% due 03/15/19		919,762
		国債計		919,762
		オーストラリア計(費用936,954ドル)		919,762
		ブラジル(0.8%)		
		国債(0.8%)		
	Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social			
USD	700,000	6.37% due 06/16/18		818,300
		国債計		818,300
		ブラジル計(費用836,887ドル)		818,300
		カナダ(1.4%)		
		社債(0.3%)		
	Rogers Communications, Inc.			
USD	175,000	3.00% due 03/15/23		174,729
USD	135,000	4.50% due 03/15/43		133,724
		社債計		308,453
		国債(1.1%)		
	Canadian Government Bond			
CAD	625,000	1.50% due 03/01/17		613,668
CAD	474,139	4.25% due 12/01/21		643,382
		国債計		1,257,050
		カナダ計(費用1,617,630ドル)		1,565,503
		チリ(0.3%)		
		社債(0.3%)		

	Empresa Nacional del Petroleo		
USD	300,000	5.25% due 08/10/20	323,332
	社債計		323,332
	チリ計(費用330,027ドル)		323,332
	コロンビア(0.3%)		
	国債(0.3%)		
	Colombia Government International Bond		
USD	230,000	8.13% due 05/21/24	331,200
	国債計		331,200
	コロンビア計(費用344,494ドル)		331,200
	クロアチア(0.1%)		
	国債(0.1%)		
	Croatia Government International Bond		
USD	110,000	6.75% due 11/05/19	121,412
	国債計		121,412
	クロアチア計(費用124,387ドル)		121,412

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)
2013年2月28日
(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>	<u>公正価値</u>	
		債券(86.3%) (続き)		
		エジプト(0.1%)		
		社債(0.1%)		
		Nile Finance, Ltd.		
USD	100,000	5.25% due 08/05/15	ドル	97,500
	社債計			97,500
	エジプト計(費用100,440ドル)			97,500
	エルサルバドル(0.2%)			

		国債(0.2%)	
		El Salvador Government International Bond	
USD	50,000	5.88% due 01/30/25	52,938
USD	120,000	7.38% due 12/01/19	143,280
		国債計	196,218
		エルサルバドル計(費用191,561ドル)	196,218
		フランス(1.0%)	
		社債(1.0%)	
		Electricite de France S.A.	
USD	805,000	5.25% due 01/29/49(a),(b),(c),(d)	792,522
		Pernod-Ricard S.A.	
USD	300,000	5.50% due 01/15/42(c)	341,414
		社債計	1,133,936
		フランス計(費用1,143,225ドル)	1,133,936
		香港(0.2%)	
		社債(0.2%)	
		Bank of China Hong Kong, Ltd.	
USD	150,000	5.55% due 02/11/20	168,408
		社債計	168,408
		香港計(費用168,570ドル)	168,408
		ハンガリー(0.1%)	
		国債(0.1%)	
		Hungary Government International Bond	
USD	90,000	7.63% due 03/29/41	101,025
		国債計	101,025
		ハンガリー計(費用103,887ドル)	101,025
		インドネシア(0.2%)	
		国債(0.2%)	
		Indonesia Government International Bond	
USD	160,000	7.75% due 01/17/38	224,600
		国債計	224,600

	インドネシア計(費用239,710ドル)		<u>224,600</u>
	アイルランド(0.2%)		
	社債(0.2%)		
	Vnesheconombank Via VEB Finance PLC		
USD	200,000 6.90% due 07/09/20		236,260
	社債計		<u>236,260</u>
	アイルランド計(費用235,844ドル)		<u>236,260</u>

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2013年2月28日

(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>		<u>公正価値</u>	
		債券(86.3%) (続き)			
		リトアニア(0.1%)			
		国債(0.1%)			
		Lithuania Government International Bond			
USD	100,000 6.13% due 03/09/21			ドル	119,250
	国債計				<u>119,250</u>
	リトアニア計(費用119,164ドル)				<u>119,250</u>
	ルクセンブルク(0.3%)				
	社債(0.3%)				
	ArcelorMittal				
USD	350,000 6.13% due 06/01/18				377,404
	社債計				<u>377,404</u>
	ルクセンブルク計(費用349,376ドル)				<u>377,404</u>
	マレーシア(0.1%)				

		社債(0.1%)	
		Petronas Capital, Ltd.	
USD	100,000	5.25% due 08/12/19	117,540
		社債計	117,540
		マレーシア計(費用117,765ドル)	117,540
		メキシコ(0.3%)	
		社債(0.3%)	
		Petroleos Mexicanos	
USD	240,000	6.50% due 06/02/41	282,600
		社債計	282,600
		メキシコ計(費用299,946ドル)	282,600
		オランダ(0.6%)	
		社債(0.6%)	
		KazMunaiGaz Finance Sub BV	
USD	200,000	9.13% due 07/02/18	255,932
		Volkswagen International Finance NV	
USD	370,000	1.15% due 11/20/15(c)	371,696
		社債計	627,628
		オランダ計(費用627,204ドル)	627,628
		ニュージーランド(1.2%)	
		国債(1.2%)	
		New Zealand Government Bond	
NZD	250,000	5.50% due 04/15/23	237,500
NZD	1,170,000	6.00% due 12/15/17	1,093,262
		国債計	1,330,762

	ニュージーランド計(費用1,338,757ドル)	1,330,762
	パナマ(0.1%)	
	国債(0.1%)	
	Panama Government International Bond	
USD	120,000 6.70% due 01/26/36	160,800
	国債計	160,800
	パナマ計(費用168,231ドル)	160,800

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)
2013年2月28日
(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>	<u>公正価値</u>	
		債券(86.3%) (続き)		
		ペルー(0.2%)		
		国債(0.2%)		
		Peruvian Government International Bond		
USD	140,000	5.63% due 11/18/50	ドル	167,790
		国債計		167,790
		ペルー計(費用181,691ドル)		167,790
		フィリピン(0.4%)		
		社債(0.3%)		
		Power Sector Assets & Liabilities Management Corp.		
USD	210,000	7.39% due 12/02/24		283,500
		社債計		283,500
		国債(0.1%)		
		Philippine Government International Bond		
USD	110,000	6.38% due 10/23/34		145,612
		国債計		145,612
		フィリピン計(費用441,600ドル)		429,112

ポーランド(0.3%)**国債(0.3%)**

Poland Government International Bond

USD 100,000 5.00% due 10/19/15 110,200

USD 180,000 5.13% due 04/21/21 208,350

国債計**318,550****ポーランド計(費用320,331ドル)****318,550****ロシア(0.2%)****国債(0.2%)**

Russian Foreign Bond - Eurobond

USD 186,000 7.50% due 03/31/30 231,590

国債計**231,590****ロシア計(費用235,816ドル)****231,590****南アフリカ(0.2%)****国債(0.2%)**

South Africa Government International Bond

USD 200,000 5.50% due 03/09/20 229,250

国債計**229,250****南アフリカ計(費用236,021ドル)****229,250****スリランカ(0.1%)****国債(0.1%)**

Sri Lanka Government International Bond

USD 100,000 6.25% due 10/04/20 106,500

国債計**106,500****スリランカ計(費用109,610ドル)****106,500****スウェーデン(0.5%)****社債(0.5%)**

Telefonaktiebolaget LM Ericsson

USD 575,000 4.13% due 05/15/22 593,965

社債計**593,965****スウェーデン計(費用595,192ドル)****593,965**

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)
2013年2月28日
(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>	<u>公正価値</u>	
債券(86.3%) (続き)				
トルコ(0.4%)				
社債(0.2%)				
Export Credit Bank of Turkey				
USD	200,000	5.88% due 04/24/19	ドル	223,250
社債計				223,250
国債(0.2%)				
Turkey Government International Bond				
USD	150,000	6.88% due 03/17/36		191,250
国債計				191,250
トルコ計(費用416,752ドル)				414,500
ウクライナ(0.4%)				
社債(0.4%)				
National JSC Naftogaz of Ukraine				
USD	430,000	9.50% due 09/30/14		445,050
社債計				445,050
ウクライナ計(費用436,505ドル)				445,050
英国(0.4%)				
社債(0.4%)				
Imperial Tobacco Finance PLC				
USD	405,000	3.50% due 02/11/23(c),(d)		409,817

社債計		409,817
		<hr/>
英国計(費用404,597ドル)		409,817
		<hr/>
米国(74.1%)		
資産担保証券(19.3%)		
	Aegis Asset Backed Securities Trust Series 2005-1	
USD	1,200,000 0.75% due 03/25/35(d),(e)	978,150
	Banc of America Commercial Mortgage Trust Series 2006-5	
USD	550,000 5.41% due 09/10/47	619,136
	Banc of America Commercial Mortgage Trust Series 2007-2	
USD	650,000 5.63% due 04/10/49(a)	752,419
	Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust Series 2006-HE1	
USD	1,560,000 0.61% due 02/25/36(e)	1,298,188
	Carrington Mortgage Loan Trust Series 2006-RFC1	
USD	1,400,000 0.35% due 05/25/36(e)	1,270,219
	Chase Funding Trust Series 2004-1	
USD	1,573,413 0.95% due 09/25/33(d),(e)	1,393,616
	Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.	
USD	700,000 0.68% due 05/25/35(d),(e)	557,206
	COMM 2012-CCRE2 Mortgage Trust	
USD	1,491,495 1.97% due 08/15/45(a)	190,922
	Commercial Mortgage Pass Through Certificates	
USD	4,000,000 0.36% due 01/10/46(a),(c)	139,520
USD	2,297,741 1.82% due 01/10/46(a)	256,281
	Commercial Mortgage Pass Through Certificates Series 2006-C3	
USD	700,000 5.80% due 06/15/38(a)	788,591
	Commercial Mortgage Pass Through Certificates Series 2006-C5	
USD	650,000 5.31% due 12/15/39	729,045
	Commercial Mortgage Trust Series 2007-GG11	
USD	550,000 5.74% due 12/10/49	634,665

Commercial Mortgage Trust Series 2007-GG9

USD	650,000	5.44% due 03/10/39		740,581
-----	---------	--------------------	--	---------

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2013年2月28日

(米ドル建て)

<u>元本金額 有価証券の明細</u>			<u>公正価値</u>	
債券(86.3%) (続き)				
米国(74.1%) (続き)				
資産担保証券(19.3%) (続き)				
First Frankin Mortgage Loan Trust Series 2005-FF1				
USD	1,283,734	0.94% due 12/25/34(d),(e)	ドル	1,165,262
First Horizon Mortgage Pass Through Trust Series 2005-AR5				
USD	481,929	2.71% due 11/25/35(d),(e)		441,506
GS Mortgage Securities Trust Series 2006-GG6				
USD	750,000	5.55% due 04/10/38(a)		832,246
GS Mortgage Securities Trust Series 2007-GG10				
USD	175,000	5.79% due 08/10/45(a)		199,977
GS Mortgage Securities Trust Series 2012-GC6				
USD	1,479,967	2.20% due 01/10/45(a),(c)		204,229
JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust Series 2006-LDP9				
USD	660,000	5.34% due 05/15/47		744,966
JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust Series 2007-CIBC19				
USD	550,000	5.73% due 02/12/49(a)		634,272
MASTR Adjustable Rate Mortgages Trust Series 2005-8				
USD	1,270,634	6.00% due 12/25/35(d),(e)		946,242
ML-CFC Commercial Mortgage Trust Series 2006-4				
USD	690,000	5.17% due 12/12/49(a)		774,780

	ML-CFC Commercial Mortgage Trust Series 2007-5		
USD	600,000	5.38% due 08/12/48	679,892
	Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust		
USD	4,330,145	1.77% due 02/15/46(a)	495,117
	Morgan Stanley Capital I Trust Series 2007-IQ16		
USD	500,000	5.81% due 12/12/49	584,303
	RALI Series 2006-QS9 Trust		
USD	1,165,308	7.00% due 07/25/36(d)	804,987
	Structured Asset Securities Corp Mortgage Loan Trust Series 2006-BC5		
USD	1,710,000	0.37% due 12/25/36(e)	1,176,875
	UBS-Barclays Commercial Mortgage Trust		
USD	2,000,000	1.17% due 03/10/46(a),(c)	164,660
	Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2207-C32		
USD	400,000	5.74% due 06/15/49(a)	459,423
	WF-RBS Commercial Mortgage Trust		
USD	3,400,000	1.53% due 03/15/45(a),(c)	327,808
USD	1,076,680	2.28% due 11/15/45(a),(c)	154,177
	資産担保証券計		21,139,261
	社債(22.4%)		
	American Tower Corp.		
USD	830,000	3.50% due 01/31/23	818,462
	Anadarko Petroleum Corp.		
USD	600,000	5.95% due 09/15/16	689,888
	AT&T, Inc.		
USD	640,000	6.55% due 02/15/39	804,259
	Bank of America Corp.		
USD	825,000	1.50% due 10/09/15	827,553
	Citigroup, Inc.		
USD	535,000	2.65% due 03/02/15	549,282

USD	200,000	6.13% due 11/21/17	236,593
		Cliffs Natural Resources, Inc.	
USD	395,000	4.88% due 04/01/21(d)	405,243
		CSX Corp.	
USD	120,000	4.10% due 03/15/44(d)	112,816

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2013年2月28日

(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>	<u>公正価値</u>	
		債券(86.3%) (続き)		
		米国(74.1%) (続き)		
		社債(22.4%) (続き)		
		Daimler Finance North America LLC		
USD	575,000	1.88% due 01/11/18(c)	ドル	578,537
		DIRECTV Holdings LLC/DIRECTV Financing Co., Inc.		
USD	805,000	1.75% due 01/15/18		791,964
USD	420,000	6.00% due 08/15/40(d)		438,078
		Dominion Resources, Inc.		
USD	210,000	4.05% due 09/15/42(d)		205,462
		El Paso Pipeline Partners Operating Co. LLC		
USD	305,000	4.70% due 11/01/42(d)		292,826
		EPR Properties		
USD	500,000	5.75% due 08/15/22(d)		535,449
		ERAC USA Finance LLC		
USD	240,000	7.00% due 10/15/37(c)		305,979
		Exelon Generation Co. LLC		

USD	700,000	4.00% due 10/01/20(d)	737,959
		Express Scripts Holding Co.	
USD	500,000	2.65% due 02/15/17	522,489
		FirstMerit Corp.	
USD	900,000	4.35% due 02/04/23	924,951
		Ford Motor Credit Co. LLC	
USD	300,000	3.00% due 06/12/17	307,600
USD	550,000	4.25% due 09/20/22	567,067
		Freeport-McMoRan Copper & Gold, Inc.	
USD	295,000	3.88% due 03/15/23	294,826
		General Electric Capital Corp.	
USD	350,000	2.30% due 04/27/17	362,609
USD	595,000	6.25% due 12/15/49(a),(b),(d)	653,206
		Goldman Sachs Group, Inc.	
USD	425,000	3.30% due 05/03/15	444,370
USD	300,000	5.75% due 01/24/22	351,957
USD	150,000	6.75% due 10/01/37	170,073
		Health Care REIT, Inc.	
USD	520,000	3.75% due 03/15/23(d)	524,675
		Hewlett-Packard Co.	
USD	570,000	2.60% due 09/15/17	570,675
USD	670,000	4.65% due 12/09/21	687,519
		Jefferies Group, Inc.	
USD	600,000	5.13% due 01/20/23	627,308
		JPMorgan Chase & Co.	
USD	300,000	3.45% due 03/01/16	320,691
		Kinder Morgan Energy Partners LP	
USD	215,000	6.50% due 09/01/39	259,971

	Kraft Foods Group, Inc.		
USD	225,000	5.00% due 06/04/42	245,585
	Lorillard Tobacco Co.		
USD	400,000	8.13% due 06/23/19	511,512
	Morgan Stanley		
USD	900,000	5.63% due 09/23/19	1,041,149
USD	245,000	6.38% due 07/24/42	299,277
	NBCUniversal Media LLC		
USD	200,000	4.45% due 01/15/43	204,058
	PPL Capital Funding, Inc.		
USD	615,000	3.50% due 12/01/22(d)	620,628

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2013年2月28日

(米ドル建て)

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の明細</u>		<u>公正価値</u>
		債券(86.3%) (続き)		
		米国(74.1%) (続き)		
		社債(22.4%) (続き)		
		Prudential Financial, Inc.		
USD	1,060,000	5.88% due 09/15/42(a),(d)	ドル	1,120,950
		Qwest Corp.		
USD	745,000	6.75% due 12/01/21		859,822
		Reynolds American, Inc.		
USD	355,000	4.75% due 11/01/42		347,349
		Time Warner Cable, Inc.		
USD	200,000	5.50% due 09/01/41(d)		209,537
USD	225,000	6.75% due 07/01/18		275,484

USD	325,000	8.75% due 02/14/19	429,075
		Time Warner, Inc	
USD	175,000	6.10% due 07/15/40	204,741
		US Airways 2012-2 Class A Pass Through Trust	
USD	720,000	4.63% due 06/03/25	748,800
		Verizon Communications, Inc.	
USD	385,000	3.85% due 11/01/42(d)	343,922
		Wyndham Worldwide Corp.	
USD	475,000	2.50% due 03/01/18(d)	477,800
		Xerox Corp.	
USD	560,000	4.50% due 05/15/21	591,880
		社債計	24,451,906
		国債(32.4%)	
		Federal Farm Credit Banks	
USD	335,000	1.46% due 11/19/19(d)	333,163
		Federal Home Loan Banks	
USD	320,000	5.50% due 07/15/36	430,647
		Federal Home Loan Mortgage Corp.	
USD	8,545,000	3.50% due 03/01/43	8,994,947
		Federal National Mortgage Association	
USD	225,000	1.50% due 10/23/19(d)	224,828
USD	755,000	1.55% due 10/29/19(d)	755,511
USD	565,000	1.60% due 12/24/20(d)	558,217
USD	1,240,000	3.00% due 03/01/42	1,283,788
USD	530,000	3.50% due 04/01/41	559,150
USD	7,115,000	3.50% due 03/01/43	7,523,001
USD	4,150,000	4.00% due 03/01/43	4,422,344

U.S. Treasury Bonds		
USD	535,000 5.50% due 08/15/28	740,808
USD	500,000 6.88% due 08/15/25	757,969
U.S. Treasury Inflation Indexed Bonds		
USD	3,158,091 2.00% due 01/15/26	4,100,832
USD	516,764 3.88% due 04/15/29	841,720
U.S. Treasury Inflation Indexed Notes		
USD	1,324,253 0.13% due 04/15/17	1,428,331
USD	2,332,734 1.63% due 01/15/15	2,494,568
国債計		35,449,824
米国計(費用80,500,054ドル)		81,040,991

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)
2013年2月28日
(米ドル建て)

<u>元本金額</u>	<u>有価証券の明細</u>	<u>対純資産 比率</u>	<u>公正価値</u>
	債券(86.3%) (続き)		
	ウルグアイ (0.1%)		
	国債(0.1%)		
	Uruguay Government International Bond		
USD	100,000 7.63% due 03/21/36	ドル	145,625
国債計			145,625
ウルグアイ計(費用155,261ドル)			145,625

ベネズエラ(0.5%)**社債(0.5%)**

Petroleos de Venezuela S.A.

USD 510,000 5.25% due 04/12/17 451,350

USD 60,000 5.50% due 04/12/37 42,750

社債計

494,100

ベネズエラ計(費用450,295ドル)

494,100

債券計(費用94,034,542ドル)

94,393,503

口数**上場投資信託 (33.1%)****米国(33.1%)**

49,620 iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond Fund 4,666,265

1,006,730 PowerShares Senior Loan Portfolio 25,168,250

154,810 SPDR Barclays High Yield Bond ETF 6,328,633

36,163,148

米国計(費用35,951,759ドル)

36,163,148

上場投資信託計(費用35,951,759ドル)

36,163,148

元本金額**短期投資(1.8%)****グランド・ケイマン(0.0%)****定期預金(0.0%)**

Brown Brothers Harriman & Co.

JPN 46,770 0.01% due 03/01/13 500

CAD 340 0.21% due 03/01/13 331

NZD 264 1.20% due 03/01/13 218

定期預金計

1,049

グランド・ケイマン計(費用1,049ドル)

1,049

ノルウェー(1.8%)

定期預金(1.8%)

	DnB NORBank ASA			
USD	1,977,423	0.03%	due 03/01/13	1,977,423
	定期預金計			1,977,423
	ノルウェー計(費用1,977,423ドル)			1,977,423
	短期投資計(費用1,978,472ドル)			1,978,472
	投資総額(費用131,964,773ドル)	121.2	ドル	132,535,123
	現金およびその他の資産を超える負債	(21.2)		(23,184,609)
	純資産	100.0%	ドル	109,350,514

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表(続き)

2013年2月28日

(米ドル建て)

先物契約

ポジション	銘柄	限月	枚数	評価益/(損)
買い	3 Month Euro (Euribor) Interest Rate December Futures	2015年12月	20	ドル 15,851
買い	90 Day Eurodollar December Futures	2015年12月	10	1,250
買い	Canadian Bankers Acceptance December Futures	2013年12月	11	3,721
買い	Euro-Bund March Futures	2013年3月	9	26,003
売り	Australian Dollar March Futures	2013年3月	(7)	8,768
売り	Canadian Dollar March Futures	2013年3月	(6)	19,713
売り	New Zealand Dollar March Futures	2013年3月	(11)	(15,840)
売り	STOXX 600 Banks Index March Futures	2013年3月	(2)	(1,387)
売り	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June Futures	2013年6月	(72)	(2,813)

売り	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June Futures	2013年6月	(69)	(6,469)
売り	U.S. Treasury Long Bond (CBT) June Futures	2013年6月	(2)	469
売り	U.S. Treasury Ultra Bond (CBT) June Futures	2013年6月	(9)	1,969

ドル	51,235
----	--------

為替先物契約

買い	カウンター パーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/ (損)
JPY	Deutsche Bank	2,000,000	2013年3月1日	USD	21,743	ドル (65)
JPY	Deutsche Bank	27,000,000	2013年3月1日	USD	293,530	(879)
JPY	Deutsche Bank	18,000,000	2013年3月1日	USD	195,687	(586)
JPY	Deutsche Bank	42,000,000	2013年3月4日	USD	457,307	(2,072)
JPY	Deutsche Bank	12,000,000	2013年3月4日	USD	130,659	(592)
USD	Deutsche Bank	75,810	2013年3月1日	JPY	7,000,000	(62)
USD	Deutsche Bank	81,225	2013年3月1日	JPY	7,500,000	(67)
USD	Deutsche Bank	32,490	2013年3月1日	JPY	3,000,000	(27)
USD	Deutsche Bank	7,581	2013年3月1日	JPY	700,000	(6)
					ドル	(4,356)

通貨セレクトクラス為替先物契約

買い	カウンター パーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/ (損)
BRL	Deutsche Bank	6,465,371	2013年3月13日	USD	3,295,248	ドル (28,392)
CLP	Deutsche Bank	1,566,940,699	2013年3月13日	USD	3,303,203	4,708
CNY	Deutsche Bank	22,008,963	2013年3月13日	USD	3,500,050	34,919
INR	Deutsche Bank	177,760,400	2013年3月13日	USD	3,308,730	(47,900)
RUB	Deutsche Bank	106,463,246	2013年3月13日	USD	3,513,664	(41,399)
TRY	Deutsche Bank	5,851,794	2013年3月13日	USD	3,293,397	(43,708)
					ドル	(121,772)

円ヘッジクラス為替先物契約

買い	カウンター パーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/ (損)
JPY	Deutsche Bank	7,539,329,910	2013年3月13日	USD	81,385,108	ドル 336,863

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表（続き）

2013年2月28日
(米ドル建て)

為替先物契約による評価益	ドル	376,490
先物による評価益		77,744
為替先物契約による評価損		(165,755)
先物による評価損		(26,509)
	ドル	261,970

投資明細表のすべての有価証券は運用会社の最良の判断に基づいて有価証券の所在地ではなく、リスクの所在国によって分類されている。

通貨の略称:

AUD	-	オーストラリア・ドル
BRL	-	ブラジル・リアル
CAD	-	カナダ・ドル
CLP	-	チリ・ペソ
CNY	-	中国元
EUR	-	ユーロ
INR	-	インド・ルピー
JPY	-	日本円
NZD	-	ニュージーランド・ドル
RUB	-	ロシア・ルーブル
TRY	-	トルコ・リラ
USD	-	米ドル

- (a) 2013年2月28日時点の 変動金利証券。
- (b) 永久債。
- (c) 144A 証券 - 1933年証券取引法の規則144Aの下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関購入者に転売が可能である。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされない。
- (d) 償還条項付き証券。
- (e) 2013年2月28日時点の 変動利付き証券。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間**1. 組織**

ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（以下「当ファンド」）は、ケイマン諸島の信託法（改正後）に基づいて 2012 年 2 月 14 日に設立されたオープンエンド型のユニットトラスト、ダイワ・プレミアム・トラスト（以下「当トラスト」）のサブファンドである。当ファンドは信託会社である Ogier Trustees (Cayman) Limited（以下「受託会社」）によってなされ、執行された 2012 年 9 月 17 日付の補足信託宣言に従って設立された。当ファンドは 2012 年 9 月 28 日に業務を開始した。

当ファンドは現在、通貨セレクトクラス、円ヘッジクラスおよびノンヘッジクラスの3つの受益証券クラスを提供している。通貨セレクトクラス、円ヘッジクラスおよびノンヘッジクラス受益証券は以下の点を除くすべての重要な点で同じである。a) 通貨セレクトクラス受益証券は選択された通貨の通貨リスクをヘッジしたポートフォリオのパフォーマンスを受け取る。b) 円ヘッジクラス受益証券は日本円の通貨リスクをヘッジしたポートフォリオのパフォーマンスを受け取る。c) ノンヘッジクラス受益証券は投資対象の通貨の通貨リスクを伴うポートフォリオのパフォーマンスを受け取る。

当ファンドの機能および報告通貨は米ドル（以下「機能通貨」、「米ドル」）である。受託会社は運用通貨によって受益証券のクラスを指定することができる。受益証券の購入申込みと買戻し償還は同クラスの運用通貨によって処理され、同クラスの 1 受益証券当たりの純資産価値はそうした運用通貨によって計算され、相場価格が設定される。3つのクラスすべての 受益証券の運用通貨は日本円である。

Neuberger Berman Fixed Income LLC（以下「投資運用会社」）が当ファンドの投資運用会社を務める。

Daiwa Asset Management Co. Ltd.（以下「為替投資アドバイザー」）が当ファンドの為替アドバイザーを務める。

当ファンドの投資目的は様々な市場環境の下で固定利付債券および変動利付債券に機動的に分散投資を行うことで高いインカムゲインと長期のキャピタルゲインを通じて、トータルリターンを最大化することである。

当ファンドは米国債、政府機関債、ハイ・イールド社債を含む社債、不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券、ローン、先進国および新興国が発行したソブリン債等を含む、固定利付債券および変動利付債券に主に分散投資を行うことによって投資目的を達成し、高いインカムゲインの確保を目指す。

通貨セレクトクラスは、選択された通貨のロングポジションと米ドルのショートポジションを取ることによって、米ドルの通貨エクスポージャー（米ドル建て投資対象のエクスポージャーを有する結果として）を選択された通貨に転換することを目指す。

2. 重要な会計方針

以下は当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」）に準拠して財務諸表を作成する際に常に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAP に準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと前提を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違ってくる可能性がある。

財務諸表への注記**2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間**

(A) **受益証券の純資産価額の決定。** 受益証券1口当たりの純資産価額は、関連するクラスの純資産価額（「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額）をその時点の当該クラスの発行済み受益証券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）が各取引日の業務終了時に当ファンドの純資産価額を計算する。取引日とはニューヨークと日本の銀行が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日を意味する。

当ファンドの機能通貨以外で表示されたすべての資産は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点のスポット・レートを利用して同等の機能通貨に換算される。

各クラスの受益証券1口当たりの純資産価額は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点の適切なスポット・レートを使用して適切な同等の運用通貨に換算される。

(B) **証券評価。** 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、こうした証券の主たる市場である取引所において最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立のプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。独立のプライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象または有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。満期60日以下の短期投資対象は、公正価値に近似する償却原価で計上される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資対象は、プライシング・サービスから取得した為替レートを使用して機能通貨に換算される。この結果、当ファンドの受益証券の純資産価額は機能通貨に対する諸通貨価値の変動によって影響を受ける場合がある。米国以外の市場で取引されるか、あるいは機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、ニューヨーク証券取引所（「NYSE」）が休場の日に大きく影響を受ける可能性があり、また、純資産価額は投資家が受益証券を購入、買戻し要請、あるいは交換することができない日に変動する場合もある。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、受託会社が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。受託会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価するための複数の手法を採用してきた。例えば、日々の市場相場価格がすぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、受託会社が確立した指針に従って、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格）が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理人は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

当ファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、受託会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に

反映したファンドの純資産価額の計算をもたらすことを意図しているが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（例えば強制競売または清算売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。当ファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

公正価値の測定 - U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価（レベル 1 測定）に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価（レベル 3 測定）に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- レベル 1 - 同一の資産または負債のための活発な市場における（調整前の）相場価格から得られる公正価値測定。
- レベル 2 - レベル 1 に含まれる相場価格以外で、資産または負債のために直接的（すなわち価格）、または間接的（すなわち価格に由来する）に観測可能なインプットから得られる公正価値測定。
- レベル 3 - 観測可能な市場データに基づかない資産または負債のためのインプット（観測不能なインプット）を含む評価技法から得られる公正価値測定。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要因が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は受託会社による重要な判断を必要とする。受託会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する受託会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

投資対象。 活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル 1 に分類される投資対象には通常、活発に取引される上場株式、取引所上場デリバティブ、および金融市場証券が含まれる。投資運用会社はこうした商品について、たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、相場価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル 2 に分類される。これらには通常、投資適格の社債、国債および上場投資信託（ETF）が含まれる。レベル 2 の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、評価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

レベル 3 に分類される投資対象は、取引が頻繁に行われないため、重要な観測不能のインプットを持つ。レベル 3 の投資対象にはプライベート・エクイティおよび企業負債証券が含まれる。これらの証券については観測可能な価格が入手できないため、公正価値を算出するのに評価技法が利用される。

デリバティブ商品。デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル 1 かレベル 2 に分類される。

為替先物契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、投資運用会社がカウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価する。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的為替先物契約、スワップ、オプションなどの特定のOTCデリバティブは、一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル 2 に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル 3 に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル 1 ないしレベル 2 のインプットを一部利用することができるが、それらもまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、投資運用会社はレベル 1 とレベル 2 のインプットを、観測可能なインプットを反映させてアップデートする。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル 3 内で反映される。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

以下の表は貸借対照表に記載された2013年2月28日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである。*

資産:	(調整前) 同一の投資対象 に対する活発な 市場の相場価格 (レベル 1)	重要でその他の 観測可能な インプット (レベル 2)	重要で 観測不能な インプット (レベル 3)	2013年2月28日時点の 公正価値
債券				
アルゼンチン	ドル	-	ドル 113,223	ドル - 113,223
オーストラリア	-	-	919,762	- 919,762
ブラジル	-	-	818,300	- 818,300
カナダ	-	-	1,565,503	- 1,565,503
チリ	-	-	323,332	- 323,332
コロンビア	-	-	331,200	- 331,200
クロアチア	-	-	121,412	- 121,412
エジプト	-	-	97,500	- 97,500
エルサルバドル	-	-	196,218	- 196,218
フランス	-	-	1,133,936	- 1,133,936
香港	-	-	168,408	- 168,408
ハンガリー	-	-	101,025	- 101,025
インドネシア	-	-	224,600	- 224,600
アイルランド	-	-	236,260	- 236,260
リトアニア	-	-	119,250	- 119,250

ルクセンブルグ	-	377,404	-	377,404
マレーシア	-	117,540	-	117,540
メキシコ	-	282,600	-	282,600
オランダ	-	627,628	-	627,628
ニュージーランド	-	1,330,762	-	1,330,762
パナマ	-	160,800	-	160,800
ペルー	-	167,790	-	167,790
フィリピン	-	429,112	-	429,112
ポーランド	-	318,550	-	318,550
ロシア	-	231,590	-	231,590
南アフリカ	-	229,250	-	229,250
スリランカ	-	106,500	-	106,500
スウェーデン	-	593,965	-	593,965
トルコ	-	414,500	-	414,500
ウクライナ	-	445,050	-	445,050
英国	-	409,817	-	409,817
米国	-	81,040,991	-	81,040,991
ウルグアイ	-	145,625	-	145,625
ベネズエラ	-	494,100	-	494,100
上場投資信託	36,163,148	-	-	36,163,148
短期投資	1,978,472	-	-	1,978,472
投資計	ドル 38,141,620	ドル 94,393,503	ドル -	ドル 132,535,123

金融デリバティブ商品**

先物契約	ドル	77,744	ドル	-	ドル	-	ドル	77,744
為替先物契約		-		376,490		-		376,490
資産計	ドル	38,219,364	ドル	94,769,993	ドル	-	ドル	132,989,357

負債:**金融デリバティブ商品****

先物契約	ドル	(26,509)	ドル	-	ドル	-	ドル	(26,509)
為替先物契約		-		(165,755)		-		(165,755)
負債計	ドル	(26,509)	ドル	(165,755)	ドル	-	ドル	(192,264)

* 有価証券の分類についてのさらなる情報を求める場合は、投資明細表を参照されたい。

** 金融デリバティブ商品には、決済されていない先物契約および為替先物契約に係る評価益/(評価損)が含まれる。

財務諸表への注記**2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間**

2013年2月28日に終了した会計期間においては、レベル1、レベル2、およびレベル3間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

2013年2月28日時点でレベル3に評価された有価証券は何もなかった。

(C) **有価証券取引と投資収益。** 有価証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。発行日取引または遅延受渡しベースで購入ないし売却された証券は、取引日の1カ月ないしそれ以上後に決済される場合がある。売却証券からの実現利益および損失は個別法によって記録される。金利収益はディスカウントの増価とプレミアムの償却を調整したあと発生主義ベースで記録される。回収が期待されない証券に関するクーポン収入は認識されない。

(D) **分配方針**。受託会社は為替投資アドバイザーに対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、当期の純投資収益、純実現キャピタルゲインおよび未実現キャピタルゲイン、ならびに当ファンドの元本から支払われる。

為替投資アドバイザーは受益者に月次分配金を支払う意向（ただし、義務は負わない）である。

分配金は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資口座に反映される。

受益者への分配金		純利益、キャピタルゲイン、元本から
通貨セレクトクラス	ドル	934,674
円ヘッジクラス		1,218,691
ノンヘッジクラス		76,592
分配金総額	ドル	2,229,957

(E) **現金と外貨**。外国証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価額は、各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日にそれぞれ記録される。外国通貨の為替レートの変化が有価証券への投資とデリバティブに与えた影響は、損益計算書の中でこれらの証券の市場相場価格と価値の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) **定期預金**。当ファンドは受託会社の定めるところにより、保管会社を通じて余分な現金残高を1つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金に預ける。これらは当ファンドの投資明細表の短期投資に分類される。

(G) **為替先物契約**。当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先物契約を結ぶことができる。為替先物契約は将来の一定の日に指定価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先物契約の公正価値は外国通貨の為替レートの変化に従って変動する。為替先物契約

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が機能通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円での投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先物契約を結ぶことも認められている。クラスレベルで保有される為替先物契約から生じる損益はこれらの特定クラスに配分される。

(H) **デリバティブ商品**。会計基準コード化ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する情報開示を義務付けている。それは当ファンドが、 a) ファンドがどのような形でなぜデリバティブ商

品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように会計処理されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのかを開示することを求めている。

当ファンドはいかなるデリバティブ商品もASC 815に基づくヘッジ商品として指定していない。

当ファンドが保有している為替先物契約は経済的なヘッジ目的として利用されているが、これらのデリバティブはASC 815の要件の下では会計目的のためのヘッジ商品としては適格ではない。これらのデリバティブ商品の公正価値は、貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

2013年2月28日現在、当ファンドは以下のデリバティブを保有している。

2013年2月28日時点の貸借対照表におけるデリバティブ商品の影響

表示箇所	金利契約		為替先物契約		計	
資産デリバティブ						
先物契約の評価益	ドル	49,263	ドル	28,481	ドル	77,744
為替先物契約の評価益		-		376,490		376,490
	ドル	49,263	ドル	404,971	ドル	454,234
負債デリバティブ						
先物契約の評価損	ドル	(10,669)	ドル	(15,840)	ドル	(26,509)
為替先物契約の評価損		-		(165,755)		(165,755)
	ドル	(10,669)	ドル	(181,595)	ドル	(192,264)

2013年2月28日で終了する年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

表示箇所	金利契約		為替先物契約		株式契約		計	
業務活動の結果生じた認識されるデリバティブの実現益/(実現損)								
先物契約における純実現益(損)	ドル	78,490	ドル	(4,038)	ドル	-	ドル	74,452
為替先物契約における純実現損		-		(15,279,562)		-		(15,279,562)
	ドル	78,490	ドル	(15,283,600)	ドル	-	ドル	(15,205,110)
業務活動の結果生じた認識されるデリバティブの評価益/(評価損)の変動								
先物における評価益(損)の純変動	ドル	39,981	ドル	12,641	ドル	(1,387)	ドル	51,235
為替先物契約における評価益の純変動		-		210,735		-		210,735
	ドル	39,981	ドル	223,376	ドル	(1,387)	ドル	261,970

2013年2月28日に終了した期間における為替先物契約の月間平均契約額は以下のとおりである。

当ファンドレベル	ドル	544,522
通貨セレクトクラス	ドル	22,386,562
円ヘッジクラス	ドル	76,461,750

2013年2月28日に終了した期間における先物契約の月間平均契約額は27,587,252ドルだった。

当ファンドは適宜結ばれる相対デリバティブ・外国為替契約を管理する国際スワップデリバティブ協会(ISDA)マスターアグリーメント(以下「マスターアグリーメント」)を、特定のカウンターパーティと

の間で採用している。マスターアグリーメントには、中でも両当事者の一般的責務、表明、合意、担保要件、デフォルトの事象、ならびに契約の早期終了に関する条項を含めることができる。

担保要件は当ファンドの各カウンターパーティとのネット・ポジションに基づいて決められる。担保は現金または米政府ないし同関連機関が発行する債務証券、または当ファンドと適用可能なカウンターパーティによっ

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

て合意されたその他の証券の形をとることができる。特定のカウンターパーティに関しては、マスターアグリーメントの条件に従って、当ファンドのために差し入れられた担保は、当ファンドの保管会社によって分離口座に保管され、売却または再差し入れが可能な額に関しては投資有価証券明細表の中に提示される。当ファンドが差し入れた担保は当ファンドの保管会社によって分離保管され、投資有価証券明細書の中で確認される。

当ファンドに適用可能な契約終了の事象は、当ファンドの純資産が一定の期間にわたり特定の閾値以下にまで下落した時に起こる場合がある。カウンターパーティに適用可能な契約終了の事象は、カウンターパーティの信用格付けが特定の水準以下にまで低下した時に起こる場合がある。そうしたいずれのケースにおいても、それが起こった場合には、相手方の当事者は契約を早期終了し、すべてのデリバティブおよび外国為替契約の残高を、契約終了当事者によって合理的に決められたすべての損失およびコストの支払いを含め、決済することを選択できる。当ファンドのカウンターパーティの1社ないし複数の社が契約の早期終了を決めれば、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

3. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。当トラストを構成する資産、または当トラストの下で生じる収益に対しても税は課されない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当トラストまたはいずれのファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当ては何もなかった。

当ファンドは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当ファンドは、1986年内国歳入法(改訂後)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。同法に基づき当ファンドは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当ファンドの収益のどれも、当ファンドの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当ファンドが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益(配当金および特定の種類の金利収益を含む)は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740)は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。経営者は当ファンドの税務ポジ

ションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

2013年2月28日現在、米国以外の主要な税務管轄区の調査対象となっていて、時効に係る法令が適用されている税務年度は当ファンドの業務開始から現在に至るまでの期間である。米国連邦管轄当局による調査の対象となっている税務年度は当ファンドの業務開始から2013年2月28日までの期間である。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

4. 受益証券

2013年2月28日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって保有されている。

(A) **受益証券の当初購入申込み。**受益者による自己勘定での受益証券購入は、受益者が当ファンドの資産に対して不可分の受益権を有することを意味する。共同受益者は対応する共同受益権を保有する。

通貨セレクトクラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、ノンヘッジクラス受益証券は、当初発行日の申込みに対し受益証券1口当たり100,000円の固定価格で提供される。当ファンドの当初最低投資額は10,000,000円である。受託会社は一般的または特定の場合に当初最低投資額を撤回または引き下げることができる。しかし、当トラストがミューチュアル・ファンド法セクション4(3)に基づき登録されている限り、当初最低投資額を100,000ドル(または当該機能通貨でそれに相当する金額)を下回る金額にすることはできない。受益者による最低追加投資額は1円である。

(B) **その後の受益証券の購入申込み。**受益証券の当初発行後は、適格投資家は営業日に、当該クラスの当該日の受益証券1口当たり純資産価額に等しい適切な申込み価格で受益証券の購入を申込みことができる。受益証券購入のためのすべての支払いは購入する受益証券の運用通貨で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

受託会社は受益者に対して、それぞれの購入申込み日のあと可及的速やかに発行される受益証券の数量を通知する。

(C) **受益証券の譲渡。**受益者は受託会社の事前の書面による承認がある場合にのみ、保有受益証券を譲渡することができる。受益証券のいかなる譲渡も、それが当ファンドの受益者登録簿に記載されるまでは、受託会社および受益者に対して有効で拘束力のあるものとはならない。

(D) **買戻し。**各受益者はその受益証券を買戻しのできる最低口数である0.01口に等しいかそれを上回る場合は受益証券の口数で、または買戻しのできる最低金額である1円に等しいかそれを上回る場合は金額で買戻しをすることができる。一旦、買戻し請求が管理会社によって受領されれば、買戻しが停止されるか受託会社の同意がない限り、取り消すことはできない。

5. リスク要因

当ファンドの投資対象は投機的で、高い度合いのリスクを伴う。いかなるファンドとも同様に、当ファンドがその目標を達成すること、あるいは当ファンドのパフォーマンスがいかなる期間においても黒字になるということは保証できない。従って、受益証券の購入を予定している投資家は以下のリスク要因を考慮に入れるべきである。これらのリスク要因は当ファンドへの投資に関連したすべてのリスク要因を網羅した完全なリストではない。

(A) **市場リスク**。市場リスクとは、当ファンドが投資する1つあるいは複数の市場の価格が下落するリスクで、それには市場が予測し難い急落を演じる可能性が含まれる。選択リスクとは、投資運用会社が選択する証券が、市場、関連指数、または同様の投資目標と投資戦略を持つ他のファンドが選択した証券をアンダーパフォームするリスクを言う。

(B) **金利リスク**。金利リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。当ファンドは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは投資運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

(C) **カウンターパーティおよびブローカー・リスク**。当ファンドが取引または投資を行う銀行およびブローカー会社を含めた金融機関ならびにカウンターパーティが財務面の困難に直面して、当ファンドに対するそれぞれの債務に関しデフォルト(債務不履行)に陥る可能性もある。こうしたデフォルトは当ファンドに実質的な損失を生む恐れがある。これに加えて、当ファンドは特定の取引を保証するため、カウンターパーティに対して担保を差し入れる場合がある。

(D) **信用リスク**。信用リスクとは、証券の発行者が期日までに金利の支払いや元本の返済ができなくなるリスクを言う。発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方も、同発行者に対する当ファンドの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および負債の条件の双方に左右される。

(E) **為替リスク**。当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が示される場合がある。このために外国通貨の為替レートの変化がファンドのポートフォリオの価額に影響を与える可能性を持つ。一般的には当ファンドの機能通貨の価額が他の通貨に対して上昇すれば、他の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨をファンドの機能通貨へ換算する際に価額が低下する効果もたらされるためである。これとは逆に、ファンドの機能通貨の価値が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの強い機能通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い機能通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

(F) **新興国市場リスク**。非米国証券(外国政府によって発行された証券を含む)は、同等の米国証券に付随するリスクの他に追加のリスクを伴う。追加リスクには未発達または効率性の低い取引市場に対するエクスポージャー、社会的、政治的または経済的不安定性、外国通貨の変動、資産の国有化または没収、決済、保管またはその他の運営上のリスク、および厳格さを欠く監査と法的基準が含まれる。その結果、非米国証券は同等の米国証券より価格が大きく変動し、流動性も低くなる可能性がある。世界の市場もしくは特定の地域の市場は、重要な経済的または政治的動向に対してすべて同じような反応を示す場合がある。加えて、外国市場は米国市場と異なる動きをする可能性がある。2008年から2009年の市場の混乱を受けて、何カ国かの経済は非常に不安定な状況を示しており、これがひいては国際的な貿易相手に影響を及ぼす可能性がある。新興国市場への投資は他の先進国への投資に一般的に付随するリスクの他に追加のリスクを伴う。新興国市場の発行者の証券は、より発達した経済や市場を備えた米国以外の国の発行者の証券より変動性が大きく流動性が低い可能性がある。

(G) **デリバティブ・リスク**。当ファンドはその投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用する場合がある。デリバティブは当ファンドがそのリスク・エクスポージャー

を、他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- 信用リスク – デリバティブ取引のカウンターパーティ（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。
- レバレッジ・リスク – 比較的小さな市場相場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または投資戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。
- 流動性リスク – 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

当ファンドは予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは当ファンドがファンドの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。ヘッジは損

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

失を減らすことができるが、もし市場が当ファンドの想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が、当ファンドが予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。当ファンドはヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。当ファンドはリターンを高めるためにデリバティブを利用することができるため、そうした投資は当ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用した場合に比べ、より大きな度合いで当ファンドを以上に挙げたようなリスクにさらすことになる。リターンを高めるためにデリバティブを利用することは投機的とみなされる場合がある。

6. 保証と補償

当トラストと当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の営業過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ起こっていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

7. 報酬および費用

(A) 会計および管理報酬。受託会社は管理会社と会計および管理契約を結び、月間の最低報酬を3,750ドルとし、純資産の最初の5億ドルについて0.06%、次の5億ドルについては0.05%、純資産が10億ドルを超える部分については0.04%の年間報酬を受け取る。

管理会社はまた、当ファンドから立替実費の支払いを受ける。2013年2月28日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬と期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(B) **保管報酬。** 受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）との間で保管契約を結び、これに基づき保管会社は純資産の総額と取引量に基づいて計算され月次で支払われる手数料を受け取る。2013年2月28日に終了した期間に保管会社が稼得した報酬と期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(C) **受託会社報酬。** 受託会社は当ファンドの日常的な運営の責任を負うことに合意し、最低で年間報酬の12分の1を月次ベースで受け取り、12,500ドルの年間報酬を受け取る。受託会社はまた、当トラストに関して年間2,500ドルの報酬を、全サブファンドに比例ベースで配分される形で受け取る。報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。2013年2月28日に終了した期間に受託会社が稼得した報酬と期末時点での受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(D) **名義書換代理会社報酬。** 受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書換代理会社」）との間で名義書換代理契約を結び、これに基づき名義書換代理会社は純資産の0.01%に相当する年間報酬と1取引当たりの10ドルの取引手数料を受け取る。2013年2月28日に終了した期間に名義書換代理会社が稼得した報酬と期末時点での名義書換代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

財務諸表への注記

2012年9月28日(業務開始日)から2013年2月28日までの期間

(E) **為替仲介会社報酬。** 受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「為替仲介会社」）と為替管理契約を締結し、これに基づき為替仲介会社は当該受益証券クラス - 通貨セレクトクラスおよび円ヘッジクラス、の純資産総額について0.01%の年率手数料を受け取る。2013年2月28日に終了した期間に為替仲介会社が稼得した報酬と、2013年2月28日時点での為替仲介業者への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(F) **投資運用会社報酬。** 投資運用会社報酬は毎月計算され後払いで支払われる。投資運用会社は、純資産の最初の300億円について0.55%、次の700億円については0.50%、1,000億円を超える部分については0.45%の年間報酬を受け取る。2013年2月28日に終了した期間に投資運用会社が稼得した報酬と、2013年2月28日時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(G) **為替投資アドバイザー報酬。** 為替投資アドバイザー報酬は毎月計算され後払いで支払われる。為替投資アドバイザーは当ファンドの通貨セレクトクラス受益証券に帰属する資産から年率0.15%の報酬を受け取る。2013年2月28日に終了した期間に為替投資アドバイザーが稼得した報酬と、2013年2月28日時点での為替投資アドバイザーへの未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(H) **その他の費用。** 当ファンドはその業務に関連したその他の経費で、管理報酬、保管報酬、運用報酬および名義書換代理会社報酬によってカバーされない費用を負担することができる。それらは以下を含み、それらだけに限定されない。(i) 政府手数料；(ii) ブローカー費用および手数料、ならびにその他のポートフォリオ取引経費；(iii) 金利費用を含む資金借入費用；(iv) 訴訟費用および補償経費を含む特別経費；(v) 設立費；そして(vi) 監査報酬である。

8. 会計関係の最近の公告

2011年12月に米財務会計基準審議会（FASB）は会計基準書アップデート第2011-11号「資産と負債の相殺に関する開示」を公表した。これは特定の金融商品およびデリバティブ商品に関連した相殺権の影響または潜在的影響を含め、相殺取決めによる事業体の財務ポジションに対する影響または潜在的影響を利用者

が評価できるようにするための開示の強化を求めている。改訂は2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

9. 後発事象

受託会社は貸借対照表日から、これら財務諸表が発表された日に当たる2013年5月30日までの期間におけるその後のすべての取引と事象を評価した。2013年3月1日から2013年5月30日までに、11,345,993ドルの購入申込みと19,501,326ドルの買戻しがあり、1,172,196ドルの分配があった。当ファンドに関連して報告すべきその後のその他の事象は何もない。

[次へ](#)

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,540,405	55,619,166
国債証券	169,987,558	109,988,508
流動資産合計	220,527,963	165,607,674
資産合計	220,527,963	165,607,674
負債の部		
流動負債		
未払金	19,998,160	-
流動負債合計	19,998,160	-
負債合計	19,998,160	-
純資産の部		
元本等		
元本	1 200,357,507	165,406,452
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	172,296	201,222
元本等合計	200,529,803	165,607,674
純資産合計	200,529,803	165,607,674
負債純資産合計	220,527,963	165,607,674

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額 又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価して おります。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
1. 1期首	平成24年9月28日	平成25年3月28日
期首元本額	97,394,703円	200,357,507円
期中追加設定元本額	357,795,923円	64,945,055円
期中一部解約元本額	254,833,119円	99,896,110円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり	- 円	9,990,010円
ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジなし	- 円	4,995,005円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジあり(年 1回決算型)	- 円	4,995円

ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジなし（年 1回決算型）	- 円	4,995円
ダイワ・オーストラリア高配当 株ファンド・マネー・ポート フォリオ	122,394,686円	72,448,626円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジあり（毎 月分配型）	29,988,005円	29,988,005円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジなし（毎 月分配型）	1,999,201円	1,999,201円
通貨選択型 ダイワ/NB・米 国債券戦略ファンド 日本円 コース（毎月分配型）	2,998,801円	2,998,801円
通貨選択型 ダイワ/NB・米 国債券戦略ファンド 通貨セレ クトコース（毎月分配型）	12,994,803円	12,994,803円
ダイワ新興国ハイインカム・プ ラス - インカムチェンジ（積 立型） -	29,982,011円	29,982,011円
計	200,357,507円	165,406,452円
2. 期末日における受益権の総数	200,357,507口	165,406,452口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年9月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	15,138	14,108
合計	15,138	14,108

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年12月11日から平成25年3月27日まで、及び平成24年12月11日から平成25年9月27日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0009円 (10,009円)	1.0012円 (10,012円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	3 7 7 国庫短期証券	20,000,000	19,999,776	
	3 7 8 国庫短期証券	10,000,000	9,999,675	
	3 8 2 国庫短期証券	30,000,000	29,998,093	
	3 9 3 国庫短期証券	50,000,000	49,990,964	
国債証券 合計			109,988,508	
合計			109,988,508	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年3月28日から平成25年9月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）】

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成25年3月27日現在	当 期 平成25年9月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,677,199	7,146,420
投資信託受益証券	956,026,233	845,813,012
親投資信託受益証券	2,001,000	2,001,600
未収入金	-	15,429,999
流動資産合計	988,704,432	870,391,031
資産合計	988,704,432	870,391,031
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,641,417	1,430,903
未払受託者報酬	18,953	23,523
未払委託者報酬	695,135	862,710
その他未払費用	20,589	38,334
流動負債合計	2,376,094	2,355,470
負債合計	2,376,094	2,355,470
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 820,708,766	¹ 715,451,518
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	165,619,572	152,584,043
（分配準備積立金）	64,775,731	67,488,628
元本等合計	986,328,338	868,035,561
純資産合計	986,328,338	868,035,561
負債純資産合計	988,704,432	870,391,031

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期		当 期	
	自 平成24年9月28日 至 平成25年3月27日		自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日	
営業収益				
受取配当金		9,034,203		20,011,394
受取利息		6,032		5,379
有価証券売買等損益		89,066,030		2,525,984
営業収益合計		98,106,265		22,542,757
営業費用				
受託者報酬		82,669		153,613
委託者報酬		3,032,550		5,633,870
その他費用		20,589		38,334
営業費用合計		3,135,808		5,825,817
営業利益		94,970,457		16,716,940
経常利益		94,970,457		16,716,940
当期純利益		94,970,457		16,716,940
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,924,549		1,297,419
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		165,619,572
剰余金増加額又は欠損金減少額		112,477,821		153,173,432
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		112,477,821		153,173,432
剰余金減少額又は欠損金増加額		29,386,382		174,862,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		29,386,382		174,862,039
分配金		¹ 5,517,775		¹ 9,361,281
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		165,619,572		152,584,043

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成25年3月28日	至 平成25年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成25年3月27日現在	平成25年9月27日現在
1. 1 期首元本額	393,028,055円	820,708,766円
期中追加設定元本額	693,143,738円	589,428,447円
期中一部解約元本額	265,463,027円	694,685,695円
2. 特定期間末日における受益権の総数	820,708,766口	715,451,518口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成24年9月28日 至 平成25年3月27日	自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
1 分配金の計算過程	(自平成24年9月28日 至平成24年10月29日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(639,807円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,722,891円)、投資信託約款に規定される収益調整金(574,974円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は7,937,672円(1万口当たり180.49円)であり、分配を行っておりません。	(自平成25年3月28日 至平成25年4月30日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,549,322円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(41,986,791円)、投資信託約款に規定される収益調整金(170,842,888円)及び分配準備積立金(58,864,174円)より分配対象額は275,243,175円(1万口当たり2,633.78円)であり、うち2,090,101円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

（自平成24年10月30日 至平成24年11月27日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,228,577円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（11,851,845円）、投資信託約款に規定される収益調整金（895,863円）及び分配準備積立金（7,362,698円）より分配対象額は21,338,983円（1万口当たり475.53円）であり、うち897,488円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成24年11月28日 至平成24年12月27日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,214,135円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（20,065,298円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,101,970円）及び分配準備積立金（15,511,493円）より分配対象額は39,892,896円（1万口当たり1,000.07円）であり、うち797,798円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成24年12月28日 至平成25年1月28日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,176,241円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（26,035,384円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,389,610円）及び分配準備積立金（32,055,992円）より分配対象額は74,657,227円（1万口当たり1,681.81円）であり、うち887,818円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成25年5月1日 至平成25年5月27日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,733,913円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（19,529,819円）、投資信託約款に規定される収益調整金（143,582,119円）及び分配準備積立金（68,750,825円）より分配対象額は234,596,676円（1万口当たり2,951.88円）であり、うち1,589,473円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成25年5月28日 至平成25年6月27日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,067,723円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（98,999,142円）及び分配準備積立金（72,725,887円）より分配対象額は173,792,752円（1万口当たり2,470.68円）であり、うち1,406,843円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成25年6月28日 至平成25年7月29日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,884,436円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（133,143,691円）及び分配準備積立金（68,058,861円）より分配対象額は204,086,988円（1万口当たり2,896.88円）であり、うち1,409,010円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

	<p>（自平成25年1月29日 至平成25年2月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,425,090円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（53,573,246円）及び分配準備積立金（56,796,531円）より分配対象額は111,794,867円（1万口当たり1,728.89円）であり、うち1,293,254円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成25年2月28日 至平成25年3月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,307,572円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（15,643,719円）、投資信託約款に規定される収益調整金（100,843,841円）及び分配準備積立金（48,465,857円）より分配対象額は167,260,989円（1万口当たり2,038.01円）であり、うち1,641,417円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成25年7月30日 至平成25年8月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,661,198円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（125,695,624円）及び分配準備積立金（67,462,616円）より分配対象額は195,819,438円（1万口当たり2,729.28円）であり、うち1,434,951円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成25年8月28日 至平成25年9月27日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,395,329円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（136,133,614円）及び分配準備積立金（65,524,202円）より分配対象額は205,053,145円（1万口当たり2,866.07円）であり、うち1,430,903円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>
--	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成25年9月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成25年3月27日現在	当 期 平成25年9月27日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	17,914,128	10,176,445
親投資信託受益証券	200	200
合計	17,914,328	10,176,645

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成25年3月27日現在	当 期 平成25年9月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当 期 自 平成25年3月28日 至 平成25年9月27日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成25年3月27日現在	当 期 平成25年9月27日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2018円 (12,018円)	1.2133円 (12,133円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	NB ST INCOME NON HEDGED	6,984,648.640	845,813,012	
投資信託受益証券	合計		845,813,012	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	1,999,201	2,001,600	
親投資信託受益証券	合計		2,001,600	
合計			847,814,612	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト - ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジクラス)」の状況

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）

【純資産額計算書】

平成25年10月31日

資産総額	5,581,455,944円
負債総額	2,065,932円
純資産総額（ - ）	5,579,390,012円
発行済数量	5,716,605,524口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9760円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

純資産額計算書

平成25年10月31日

資産総額	165,618,418円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	165,618,418円
発行済数量	165,406,452口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0013円

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）

純資産額計算書

平成25年10月31日

資産総額	817,511,461円
負債総額	85,387円
純資産総額（ - ）	817,426,074円
発行済数量	671,590,965口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2171円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年10月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	5	87,423
追加型株式投資信託	482	9,225,989
株式投資信託 合計	487	9,313,412
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,976,678
公社債投資信託 合計	17	2,976,678
総合計	504	12,290,090

3 【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	1,003,450	254,258
器具備品（純額）	513,162	26,257
器具備品（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	-	5,726
建設仮勘定	5,715	-
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850
商標権	132	-
その他	471	-
投資その他の資産	16,375,520	15,113,434
投資有価証券	10,034,136	8,342,934
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	136,315

従業員に対する長期貸付金		112,674		92,527
差入保証金		542,920		1,000,820
長期前払費用		8,478		7,376
投資不動産(純額)	1	409,876	1	402,340
貸倒引当金		9,950		9,950
固定資産計		20,249,820		18,562,205
資産合計		51,157,423		50,834,773

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	2	2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	-
資産除去債務	292,000	-
その他	87,535	-
流動負債計	12,789,375	11,855,648
固定負債		
リース債務	-	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	-
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	-
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	74,753	1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		-		39,827
固定資産売却益		-		31
その他		-		16,466
特別利益計		-		56,325
特別損失				
固定資産除却損	2	4,871	2	129,816
減損損失	3	76,217	3	-
有価証券評価損		211,376		-
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		602,832		109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	137,920	430,470
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	32,119	53,783
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	32,119	53,783
当期末残高	53,783	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	105,800	376,686
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	2,053,258	384,293

当期末残高

34,847,077

35,231,371

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5)本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

5.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

(3)ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	-	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
受取配当金	-	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
建物	-	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	-	377千円
投資不動産	59千円	-
計	4,871千円	129,816千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループリングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,022百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,692円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

前事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
（２）未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
（１）未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
（２）その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
（３）未払費用（*１）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（*２）	(87,535)	(87,535)	-

（*１）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
(3) 未収入金	521,825	521,825	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
(3) 未払費用（*1）	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式		

子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	49,871	55,101	5,230
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	93,459	55,101	38,357
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他 証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券(その他)について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日現在)

株式関連

(単位:千円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
	合計	1,669,315	-	87,535	87,535

(注) 時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引(譲渡損)	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	-
資産除去債務	110,989	-
有価証券評価損	80,344	-
その他有価証券評価差額金	27,099	-
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	1,379,241	1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428,233	2,428,233
建物(資産除去債務)	76,837	-
繰延ヘッジ損益	29,783	-
その他有価証券評価差額金	18,241	257,138

その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,554,985	2,687,261
繰延税金負債の純額	1,152,049	1,248,679

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

旧日本の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	-	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	-
資産除去債務の履行による減少額	-	292,000
期末残高	292,000	-

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	----------	-----------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金 未収入金	971,157 511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)		当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)	
1株当たり純資産額	13,358.92円	1株当たり純資産額	13,506.24円
1株当たり当期純利益	2,692.30円	1株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
当期純利益(千円)	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
ファンドの形態等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月1日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）の平成25年3月28日から平成25年9月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（毎月分配型）の平成25年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年11月1日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）の平成25年3月28日から平成25年9月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（毎月分配型）の平成25年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	公高	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣	篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。